

第6号議案 海外ティーチャーオンラインワークショップを日本で開催する際のガイドライン制定について（承認）

新型コロナウイルスの拡大により、前期からオンラインワークショップが頻繁に行われるようになった。今後もオンラインでのクラスは残っていくと思われ、その利便性から頻度も高いことが予測されるため、招聘とは別に「海外ティーチャーのオンラインワークショップを日本で開催する際のガイドライン」（下記参照）を制定し、主催者にはそれに即した申請を求める。

海外ティーチャーのオンラインワークショップを日本で開催する際のガイドライン

1. アイアンガーヨガを学ぶ目的で海外ティーチャーのオンラインワークショップを日本で開催する協会員または協会員が代表を務める団体は、具体的な日程が確定したら協会ホームページにある「海外ティーチャーオンラインワークショップ事前申請書」を協会に提出する。
2. 理事会で承認を得る。
3. 2を受けHP、メールマガジン、SNS等で全協会員にワークショップの告知が行われる。

付随事項

(ア) 国内シニアティーチャー（上級指導員）が行うオンラインワークショップについても、このガイドラインが適用される。

(イ) ガイドラインを作成した根拠：2012年4月27日付 グルジからの手紙によるご指示

「海外から指導員を招き、ワークショップを開催したい人は、協会の友愛を育む上でも、招致を希望することをまず協会と話し合うべきである。そして協力してワークショップを開けるように尽力する。招致前には、ニュースレターなどで告知し、協会員全てに学ぶ機会が与えられるようにすること。」を基に、オンラインの利便性を生かし、全ての協会員が平等に学ぶ機会を得られるように、広く迅速に伝える必要があるため。

(ウ) 協会員または協会員が代表を務める団体が主催する場合の呼称は「オンラインワークショップ」とする。

(エ) 協会が主催する場合の呼称は「オンラインコンベンション」、アセスメントやティーチャートレーニングに関わる研修会は「協会オンラインワークショップ」とする。